グローバル・ミニマム課税と税務ガバナンス



PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V. デジタル経済課税対応チーム EMEA地域担当 シニアマネージャー 秋山 賢介

はじめに

わが国の令和5年度税制改正により、いわゆるグローバル・ ミニマム課税が導入されます。また、欧州連合(EU)をはじ めとして世界各国においても同様の法制度の導入が進んでい ます*1。グローバル・ミニマム課税への対応として、連結総収 入金額が7.5億ユーロ(約1,100億円)以上の日系多国籍企業 においては、今秋以降に本社税務部門の主導に基づき、必要 情報の整理や国際最低課税額の影響額試算などの対応が本 格化するものと予想されます(図表1)。

同時に経営層は、税務を経営課題として捉える機会が増え ており、企業グループの持続的な成長による中長期的な企業 価値の向上を企業目的に掲げ、本社税務部門に対しても企業 価値の維持・向上に貢献する部門としての高度化・変革を求 めています。グローバル・ミニマム課税への対応を検討する 際には、これらの企業目的を念頭にグループ税務ガバナンス の在り方を再検討し、効果的な施策を実行することが重要で す。

本稿では、経営課題としての税務ガバナンスの在り方を俯 瞰するとともに、日系多国籍企業における税務ガバナンスの 現状を考察し、グローバル・ミニマム課税への対応を通じた 税務ガバナンスの高度化・変革の例を紹介します。なお、文 中の意見に係る記載は筆者の私見であり、PwCあらた有限 責任監査法人、PwCオランダ(PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.) および所属部門の正式見解では ないことをお断りしておきます。

図表1:グローバル・ミニマム課税への対応準備と作業項目

	作業項目	内容
1	必要な情報の整理、 影響額の試算	グローバル・ミニマム課税に係る基本的な制度を理解の上、構成事業体を特定し、国際最低課税額を試算し、連結決算パッケージや国別報告書、外国子会社合算税制に関する情報収集の状況を考慮して、必要な情報を整理
2	情報システムの 活用の検討と整理	グローバル・ミニマム課税に係る情報申告書の作成が効率的に実施できるようシステムの活用検討・要件整理やツールの活用を整理
3	業務プロセス・ガバナンス 体制構築	グローバル・ミニマム課税に係る情報申告を実施するための手順書・各種情報収集ツール・チェックリスト等の準備、および業務プロセス・体制の整理
4	申告対応実行	運用を開始する前に行う社内説明会、予行演習、および決算時の税計算、申 告書作成

^{※1} EUにおいて2021年12月22日に公表されたEU指令案は、2022年12月14日に正式 に採択されています。

https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2022/2523/oj

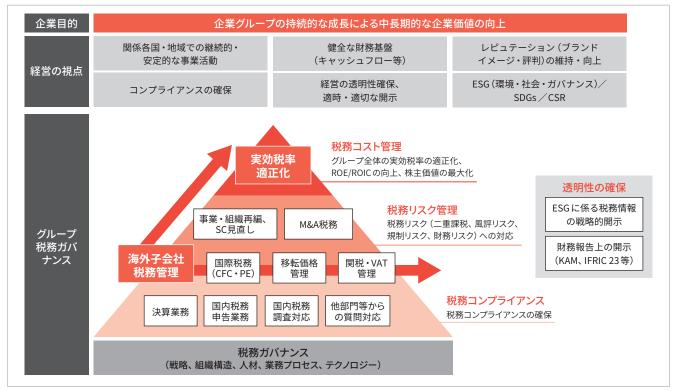
経営課題としての税務ガバナンスの在り方

最近の国際税務の動向としては、2015年10月に経済協力 開発機構(OECD)より公表された税源浸食と利益移転プロ ジェクト(BEPSプロジェクト)における最終報告書^{*2}に基づ いて、外国子会社合算税制(CFC税制)の強化や恒久的施設 (PE) の定義見直しなどによる国際課税ルールの共通化の進 展があります。特に移転価格税制においては、連結総収入金 額が7.5億ユーロ(日本では1,000億円)以上の多国籍企業 を対象とした企業情報の報告制度として、税務当局へのマス ターファイルと国別報告書の年次提出が求められています。

BEPSプロジェクトは、これまでの各国税務当局や企業・ 会計事務所の有識者を含む税務専門家グループによる制度 設計とは異なり、2012年6月にOECDとG20における協働 プロジェクトとして発足しました。2015年10月に最終報告 書がG20財務大臣・中央銀行総裁会議へ提出され、同年11 月にG20サミットにおいて各国首脳が政治合意し、成立して います。グローバル・ミニマム課税の導入も同様の流れをた どっており、OECDがリードする形で約140カ国の包摂的枠 組みにより合意された国際課税ルールであり※3、2021年10月 にG20サミットにおいて政治合意が達成されています。これ らの過程は新聞報道等でも多く取り上げられ、経営層の観点 からは外部環境の変化として自社および事業への影響を意 識されるようになりました。

またBEPSプロジェクトは、一部の欧米多国籍企業におい て企業価値最大化を優先課題とする中での過度な節税策の 導入による課税逃れに対して、各国税務当局が問題視したこ とが発端となっています。そのためBEPSプロジェクトの導 入により、欧米多国籍企業において、各国のコンプライアン ス規制の強化によって課税負担を抑える税務戦略の余地が 減少した他、風評リスクの高まりにより情報の透明性や税務 リスクの管理を強化する傾向が見られます。日系多国籍企業 においても、コーポレートガバナンス・コードの導入や投資 家の判断材料となるESGに関連した税務情報の開示などに

図表2:経営課題としての税務ガバナンス



^{※2} BEPS最終報告書は多国籍企業による各国の税制の相違点や不整合を利用した国境 を超えた過度な節税策などへ対応するべく、15の行動計画に対する提言が盛り込ま れています。

https://web-archive.oecd.org/2019-06-04/373714-oecd-presents-outputs-of-oecd- $\verb|g20-beps-project-for-discussion-at-g20-finance-ministers-meeting.htm|$

^{※3} OECDが公表した「経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処するための2つ の柱の解決策に関する声明」の概要

https://www.oecd.org/tax/beps/international-community-strikes-a-ground-break ing-tax-deal-for-the-digital-age.htm

より**4、企業価値の向上を意識した対応が必要であることが 認識されています。これらの動向を踏まえ、経営の視点を踏 まえて税務部門に期待される役割・機能を整理すると、**図表 2**のようになります。

図表2からも分かるとおり、従来税務部門に求められている国内税務申告業務や国内税務調査対応は税務ガバナンスの土台となる税務コンプライアンスに位置づけられます。しかし、経営層が求める企業価値の維持・向上を図るには、国内外における税務調査・課税の結果として生じる二重課税やそれに伴う風評リスクを含めたさまざまな税務リスクの管理、およびグループ全体の実効税率を適正化するよう税務コストの削減を検討していく必要があります。これらを実現するにあたっては、海外子会社税務管理や国際税務(CFC税制・PE)、移転価格管理といった、海外を含めたグループ全体における税務ガバナンスの構築が重要になります。

さて、グローバル・ミニマム課税への対応を検討する際には、国際最低課税額の計算や情報申告といった税務コンプライアンスに着目しがちですが、その対応を通じてグループ全体における税務ガバナンスの拡充を図り、成果としての企業価値の維持・向上にいかに結びつけていくかが、今後ますます本社税務部門に期待されるようになると考えられます。

上記の税務ガバナンスに当てはめた場合、グローバル・ミニマム課税への対応は、CFC税制や移転価格管理(国別報告書への対応を含む)と同様に広義の国際税務業務と位置づ

けられ、また海外子会社税務管理に該当するものと言えます。 すなわち、グローバル・ミニマム課税への対応を通じて、海 外子会社から必要な情報を収集する仕組み(レポーティング 体制)の構築と、それらの情報を活用した税務リスクの早期 発見や税務コスト削減の余地を探っていくことが重要です。

なお、上記のような施策をすでに実務レベルで実現している日系多国籍企業は、一部の先進的な日系企業や欧米企業から買収した税務部門からノウハウを得ている日系企業に限られ、依然として多くはないと考えられます。

日系多国籍企業における税務ガバナンス の現状

グローバル・ミニマム課税は、国際税務ルール共通化の総仕上げとして導入されるものですが、これまでの国際税務ルールの変更との相違点として、その影響が多岐にわたる点が挙げられます。具体的には、グループ内の情報収集システムや業務プロセスなどの広範囲に影響が生じることが見込まれることから、日系多国籍企業において社内リソースの配置や外部アドバイザーの活用方法、テクノロジーへの投資など各施策の整合性を勘案しながら見直しを行い、グループ税務ガバナンスの在り方に関する検討・吟味が必要となるものと思われます。

図表3:PwC税理士法人が定義する税務ガバナンスの5要素



^{※4} EUでは2021年12月21日に国別報告書の開示に係るEU指令が発効しており、2024年6月22日以降開始事業年度が情報開示の対象となっています。なおEU加盟国の判断で早期適用が可能のため、国内法導入の動向に留意が必要です。 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_9547_2021_INIT&from=EN

2015年のコーポレートガバナンス・コードの制定以後*5、 日系多国籍企業においてコーポレートガバナンスの強化に関 心が集まっています。PwCでは、ガバナンスについて、「戦略」 「組織構造」「人材」「業務プロセス」「テクノロジー」 の5つの 基礎的な要素から分析・評価するフレームワークを提案して おり、ガバナンス体制の整備や高度化を支援する手法を確立 しています(図表3)。税務ガバナンスについても同様に5要 素を軸として評価を行い、課題の洗い出しや構築すべき税務 ガバナンスの在り方、今後の対応の方向性などについて企業 を支援しています。

図表4は、日系多国籍企業と欧米多国籍企業における税 務機能について、欧州統括会社を例として税務ガバナンスの フレームワークに基づき、5つの要素で比較しています。図 表4からは、日系多国籍企業において、法令遵守の観点から 税務コンプライアンスが重視されており(戦略)、それらは社 内リソースの配置や外部アドバイザーの活用方法にも反映さ れ(人材)、結果として少数精鋭の税務人材が付加価値を生 み出しにくい労働集約型の税務申告業務に集中的に投下さ

れていることが読み取れます。

一方、欧米多国籍企業においては、税務リスクの管理や税 務プランニングを通じていかに税務コストを低減するかが重 視されており(戦略)、これらは税務責任者のみならず現地 経営層における重要業績評価指標(KPI)に組み込まれる形 で税務への高い関心をもたらし、結果として社内リソースの 付加価値業務への積極的な配置や外部アドバイザーへの一 括アウトソースを含めた活用(人材)、税務業務の自動化・高 度化のためのテクノロジーへの投資(テクノロジー)といっ た、経営課題として戦略性の高い意思決定および当該施策 の実行へと反映されていることが分かります。

この比較で注意が必要なのは、日系多国籍企業と欧米多 国籍企業では前提条件や環境が異なっている点です。例え ば欧州統括会社について見ると、欧米多国籍企業の税務部 門は大手会計事務所出身の税務専門家を含む数十人規模の 組織であることも少なくないことに対して、日系多国籍企業 の税務部門は3~5人程度の限られた税務人材で実務を回す ことが多いのが一般的です。したがって、両者において税務

図表4:日系多国籍企業と欧米多国籍企業における税務機能の比較(欧州統括会社を例に)

基本要素	日系多国籍企業の特徴	欧米多国籍企業の特徴
戦略	法令遵守の関連から税務コンプライアンスを重視現地経営層において税務リスクや税務コストはKPI・評価対象となっておらず、税務戦略や方針に関する議論はまれ	 税務リスクの管理や税務プランニングを通じた税務コストの低減重視 現地経営層のKPIが事業戦略に沿う形で策定され、年次評価の対象となるなど、税務が重要な管理事項の1つ
組織構造	 欧州統括会社への定期的な情報共有の仕組みは構築されておらず(権限分散型)、必要に応じて傘下のグループ会社が相談や報告 	欧州統括会社への定期的な情報共有の仕組みが構築されており(中央集権型)、傘下のグループ会社の重要な税務リスクを把握・管理
人材	税務申告業務に対して重点的に社内リソースを割り当て欧州における税務申告業務等の税務コンプライアンスについて、会社単位・国単位で個別に外部アドバイザーを起用	 事業部対応やアドバイザーとの連携等の税務リスク・税務コスト管理に関わる業務に重点的に社内リソースを割り当て 欧州における税務申告業務等の税務コンプライアンスを特定の外部アドバイザーに一括アウトソースしている事例もある
業務プロセス	税務業務プロセスが標準化されておらず、担当者の裁量に委ねられている	税務業務プロセスがほぼ標準化されており、
テクノロジー	 税務情報の収集についてメール (+表計算ソフト) や共通フォルダを使用 税務コンプライアンスは社内リソースを用いた労働集約型の申告書作成・レビュー業務での対応が中心 	 税務情報の収集・管理について全体で共通のプラットフォームを使用 税務業務の自動化・高度化にERPの活用等を積極的に取り入れ、税務コンプライアンスの省人化や高付加価値化を図る

^{※5} コーポレートガバナンス・コードとは、上場企業が行う企業統治(コーポレートガバ ナンス)においてガイドラインとして参照すべき原則・指針を示したもので、金融庁 による原案や改訂案に基づき、東京証券取引所により策定されています。 https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/index.html

人材に関して質・量ともに大きな乖離があることに照らすと、 税務ガバナンスの優劣を議論することは意味を成さないもの と考えます。

多くの日系多国籍企業では、これまでCFC税制や国別報告書への対応を含む国際税務業務において、税務コンプライアンスの確保を主眼とした必要最低限の対応方針を取ってきた経緯があります。グローバル・ミニマム課税への対応においても、税務ガバナンスの在り方(特に本対応を通じて何を実現していくのかの戦略)を見直さない限り、それらの延長線上で税務コンプライアンスの遵守が目的・判断基軸となって対応方針が検討されることになると想定されます。一方で、これらの対応に複雑性や高度な専門知識が求められることを勘案すると、内製化を前提にしたオペレーションモデルはすでに限界を超えており、また前述の経営の視点から求められる企業価値の維持・向上への貢献とも相反するものと言えます。

税務ガバナンスの在り方を見直すにあたっては、戦略として何を重視するかによって、社内リソースの配置や外部アドバイザーの活用、テクノロジーへの投資といった諸要素に影響を与える点に留意する必要があります。そのため、グローバル・ミニマム課税への対応を検討する際には、税務リスク管理や税務コストの削減を戦略に取り込み、欧米多国籍企業の動向を参考にしながら、各施策を検討していくことが推奨されます。税務ガバナンスのフレームワークからは、戦略を中心に残りの4要素の施策との整合性を見て、税務ガバナンスの有効性を判断することになります。また、税務人材が相対的に限られている実態に即した対応策について、各社の状況に応じて検討することになります。

次項では、グローバル・ミニマム課税への対応を通じた税 務ガバナンスの高度化・変革の例をいくつか紹介します。

3 グローバル・ミニマム課税への対応を通じ た税務ガバナンスの高度化・変革

前述のとおり、グローバル・ミニマム課税への対応は海外子会社税務管理と位置づけられますが、税務ガバナンスの観点からは海外子会社から必要な情報を収集する仕組み(レポーティング体制)を構築し、それらの情報を活用した税務リスクの早期発見や税務コスト削減の余地を探っていくことが重要です。さらに、これらの施策を実施していく過程で、グループ全体における税務管理状況が「見える化」され、グループ税務ガバナンスの向上が図られていくことになります。従来の国際税務業務において、CFC税制や国別報告書な

どで収集した情報に基づく税務リスクの管理や税務コストの 低減は、多くの日系多国籍企業において試行されてきたもの と思われます。例えばCFC税制に関して、日本側における課 税回避を念頭に置いた海外子会社における取引形態の見直 しや実態性の充足について本社税務部門が主導して提案・ 実施することはよくあります。また海外子会社から収集した 財務諸表や税務申告書に基づき、優遇税制の適用や税務上 の繰越欠損金の活用などの現地側における税務コストの削減 を検討することも、決して珍しいものではありません。また 移転価格税制の観点から、国別報告書における情報収集の 対象に営業利益額や営業利益率、移転価格税制上許容され る利益率水準である独立企業間レンジを含めることで、本社 税務部門においてハイレベルでの移転価格税務リスクの管理 (および現地税制に基づく移転価格文書化規定の税務コンプ ライアンス状況に関わるモニタリング)を行っている事例も 見受けられます。

しかしながら、これらの施策を通じて、グループ全体における包括的な税務リスク管理や税務コスト管理の実務への落とし込みまで成功した事例は必ずしも多くありません。その要因として、前述のとおり国際税務業務において税務コンプライアンスの確保を主眼に置いた必要最低限の対応が取られてきたことによって、財務諸表や税務申告書における情報粒度の違いや可読性(英語以外の言語の場合)、収集する情報量の不足、頻度による実効性・適時性など、さまざまな課題が生じた際に対処できる税務人材が限られていることが挙げられます。また、追加投資が必要となる情報収集システムや業務プロセスの変更も、費用対効果の観点から見送られることが多く、これらがボトルネックとなって実現を阻んできたものと言えます。

グローバル・ミニマム課税では、本特集の「デジタル経済 課税 第2の柱(グローバル・ミニマム課税)の世界での法制 度と会計の概況」で紹介しているように、連結会計制度を起 点に国別実効税率を計算し、国際最低課税額を算定してい る点が特徴として挙げられます。これらはグループ内で共通 の基準に基づき税務情報を収集する仕組みと捉えることがで き、その活用例として、国別実効税率の計算のため収集され た純損益からの調整項目(永久差異に相当)や税効果相当額 (一時差異に相当)の情報を用いて、統一した基準に基づく 税務コストの低減機会の模索が考えられます。

以前から、連結決算パッケージを用いた海外子会社の税効果会計(繰延税金資産・負債)の情報を税務コストの低減に活用する発想はありましたが、有効に用いられることは多くありませんでした。その理由としては、実務上は繰延税金

資産の内訳を確認しようとしても会計上日本基準による区分 と合致しない場合に、その他項目に含まれることで内容の把 握が困難となる場合や、評価性引当金の計上額が必ずしも 税務上の繰越欠損金の残高と一致していないこと、税務申 告業務に携わる税務担当者が税効果会計に必ずしも馴染み がないことなどが挙げられます。グローバル・ミニマム課税 において収集対象となる情報を整理する際には、税務コスト の低減への活用を念頭に、必要な情報(受取配当・株式譲渡 損益、繰越欠損金、税額控除など)を含めた設計を検討する ことが有効と思われます。

また、グローバル・ミニマム課税への対応を通じて算出さ れる国別実効税率に着目すると、グループ全体において統一 した基準による税務コストの管理も可能と考えられます。こ れまでも連結決算における制度会計対応では経理担当者主 導で、法定実効税率からの乖離に関わる税率差異が分析さ れてきましたが、税務担当者が実務で携わる税務申告書や国 別報告書(納付税額)を用いた実効税率と一致しないことか ら、税務実務において活用される機会は限定的でした。今後 はグローバル・ミニマム課税への対応を通じて、税務担当者 が主導する形で取引形態や利益配分の見直しなどによる国 際最低課税額を是正していくことが求められ、グループ全体 における税務コスト管理の観点から重要になってくるものと 思われます。

さらに、グローバル・ミニマム課税導入後のバリュー チェーンに対する再整理も必要となります。グローバル・ミ ニマム課税において、株式投資に関わる優遇税制や適格還 付税額控除(QRTC)などは引き続き税務上のメリットが得ら れると考えられますが、事業活動に関わる投資優遇税制や研 究開発税制、パテントボックス制度などでは実質的に税務上 のメリットが失われる可能性があり、影響度合いを勘案して 新規海外進出や代替投資先の検討、既存拠点への追加投資 などの意思決定や、生産拠点や商流などの見直しを検討して いく必要があると考えられます。

PwCの欧州ネットワークのデジタル経済課税対応チーム によると、欧州多国籍企業においてグローバル・ミニマム課 税の対応検討を機会に、連結決算システムの高度化に関す る相談が増えています。具体的には、決算・申告プロセスを 自動化・デジタル化し、従来の国内税務申告業務(法人税、 付加価値税等) だけではなく、グローバル・ミニマム課税に 関わる情報申告業務や各国における適格国内最低課税制度 への対応を含め、エンド・ツー・エンドでの対応を模索する ものとなります。欧州多国籍企業では、これまでも連結会計 システムにて収集した税務情報を活用し、税務プランニング の検討や税務コストの低減を実現してきた背景を考えると、 グローバル・ミニマム課税における国別実効税率の管理や国 際最低課税額の是正策の検討も、システムを用いたシミュ レーションなどを駆使して実現する動きが出てくると考えら

また欧州多国籍企業では、決算・申告プロセスの自動化・ デジタル化によって税務コンプライアンスの促進を図ると同 時に、付加価値機能として税務リスク管理を盛り込む事例も 見られます。例えば付加価値税において、各取引に適用され る税率の処理誤りを自動検知する機能を含めることで、リア ルタイムでのリスク管理を実現しています。税務情報のデー タ化は、特定の税務リスクに対応した効率的かつ効果的な税 務データの可視化・分析が可能となっています*6。また、生 成AI技術の飛躍的な伸展によって、大量の税務情報データ から税務リスクの規則性やパターンの学習が容易になると考 えられます**7。欧州多国籍企業は、決算・申告プロセスの自 動化・デジタル化と併せて、これらの最新テクノロジーの活 用も進めていくと考えられます。

日系多国籍企業では、特に海外子会社の税務人材が限ら れる現状を考慮すると、税務業務の効率化・高度化を行う ために、デジタル技術を用いた自動化は有力な施策となりま す(図表5)。グローバル・ミニマム課税への対応を機に、テ クノロジーへの戦略的投資を検討する必要があると思われま す。

おわりに

グローバル・ミニマム課税への対応は、外部環境の変化と して脅威であると同時に、日系多国籍企業にとって税務ガバ ナンスを変革・再構築する機会と捉えられます。 具体的には、 税務リスクの管理や税務コストの低減を通じた企業価値の 維持・向上の役割を税務部門に持たせることになります。グ ローバル・ミニマム課税への対応のために、海外子会社から 必要な情報を収集する仕組みを構築するとともに、それらの

^{※6} PwC 税理士法人ではPwC アドバイザリー合同会社とともに、マニュアルでは処理し きれない大量の取引データから、不適切な税務処理を効率的に抽出することで、各 企業における税務リスク低減を図るサービスとして「Tax Risk Data Analyser」を提 供しています。

https://www.pwc.com/jp/ja/services/tax/tax-technology-transformation/trida.html

^{※7} PwCでは2023年3月に人工知能 (AI) のスタートアップである Harvey 社とのグロー バルアライアンスを発表しています。同社のプラットフォームによる自然言語処理、 機械学習、データ分析はPwCにおける法務サービス業務に活用され、また税務サー ビス業務を対象に現在ユースケースの開発が行われています。

https://www.pwc.co.uk/press-room/press-releases/pwc-announces-strategic-allian ce-with-harvey.html

事業関連性・個別性が高い ● 税務戦略 ● 税務グループ税務管理 情報発信 (リスク・コスト管理) ● モニタリング ● 全体最適 SSC 人的サポート ナレッジ・専門性 オペレーション ■ 国際税務(TP等) ● 申告書作成 ● 税務調査の対応 決算時の税金計算 ● 税法の解釈、当てはめ および判断 ● データ収集・集計・計算 デジタル技術の システムへの入力 活用による自動化 ● データ可視化・分析 専門分野アウトソーシング オペレーション分野アウトソーシング 事業関連性が低い

図表5: 税務業務の特性に応じた効率化・高度化への対応

出所:PwC作成

税務情報を積極的に活用するため、社内リソースの配置や外 部アドバイザーの活用方法の見直し、テクノロジーの投資に ついて検討・吟味が必要となります。

決算・申告プロセスの自動化・デジタル化は、日系多国籍 企業において業務ノウハウの散逸やブラックボックス化の懸 念によって導入が遅れがちですが、税務人材の維持や人手を 介することによる処理誤り、マニュアル業務を含めることに よる業務の属人化など、日系多国籍企業が直面するこれらの 税務ガバナンス上の問題を解決するのに有効な施策となりま す。これまで少数精鋭の税務人材で行ってきた日系多国籍 企業における税務業務の実態を勘案しつつ、テクノロジーへ の戦略的投資と社内リソースの高付加価値業務への転換に ついても検討し、適切に実施していくことが望まれます。

秋山 賢介(あきやまけんすけ)

PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V. デジタル経済課税対応チーム EMEA地域担当 シニアマネージャー 2020年4月にPwC税理士法人入所。2022年11月よりPwCオランダア ムステルダム事務所に出向中。デジタル経済課税対応を含め、主に日系 企業向けの国際税務関連サービスに従事。ワシントン州米国公認会計士。 メールアドレス: kensuke.a.akiyama@pwc.com